

税金の納付を忘れていませんか？

税務課収納特別対策係 ☎64-7704

● 町税を滞納すると滞納処分が執行されます ●

税金は、福祉・教育などの身近な住民サービスに使われる大切な財源です。必ず納期限内に納付いただくようお願いします。納期限内に納付がない場合、延滞金が増加される場合があります。延滞金はいかなる理由があっても免除されません。また、多くの納期内納税者との公平を保つために財産の差押えなどの滞納処分の対象となります。事情により納期限内の納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。

平成28年度より介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付についても税務課で相談いただけます。税同様に納期限内納付をお願いします。

延長窓口を実施しています

平日の昼間にお仕事などにより、納税や納税相談ができない人には毎週月曜日（祝日の場合は翌日）午後7時まで延長窓口を開設しています。

事前の連絡などは不要です。また、電話での相談も可能です。

納税が困難な場合の納税相談

町税は一定の条件に応じて公平に課税していますので、事情により納税が困難な場合や税金が高いと感じた場合には、扶養の取り忘れなどに気づく場合がありますのでご相談ください。

便利な口座振替

「うっかり忘れ」を防ぐことができます。手続きいただくとご指定いただいた税目が納期日に自動的に引き落としされます。

滞納処分に関するQ&A

納税が困難な場合は納税相談のご連絡をお願いします

Q 滞納処分ってどういうことですか？

A 差押えや捜索など強制的に税を徴収することです。

Q 本人の同意は必要ないのですか？

A 本人の同意は必要ありません。国税徴収法第47条により督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納が無い時は、差押えをしなければならない事になっています。

Q 差押えをされてしまいましたが解除する方法はないのですか？

A 財産が存在しうる状況では滞納税を完納すれば解除されます。

Q テレビで滞納者の家に行って捜索をしている番組がありました。玉村町でも行っていますか？

A 玉村町でも行っています。平成30年度は4件の捜索を行いました。換価価値のある財産を発見し、差押えの上、公売しています。

Q 町税を滞納していることはわかっていますが、他の借入等があって税金を納付できません。

A 様々な事情があるかもしれませんが「税金はすべての債務に優先する」と地方税法に定められています。つまり、個人の借金より税金を優先して納めてもらう必要があります。

Q 介護保険料や後期高齢者医療保険料が払えない場合でも差押えがありますか？

A それぞれに税と同様に滞納処分の対象となります。

Q 配偶者の介護保険料を請求されましたが、支払わなくても大丈夫ですか？

A 支払う必要があります。介護保険料と後期高齢者医療保険料には連帯債務があり、配偶者には支払い義務があります。